

昭和62年2月13日港湾局長決定
昭和62年4月1日施行
平成11年4月1日改正
平成22年4月1日改正
平成24年4月1日改正

設計委託標準仕様書

平成24年4月

東京都港湾局

改正の概要

付属資料「主任技術者及び照査技術者の資格表」の備考欄等の誤字修正をおこなった。

目 次

第1章 総 則	1
第2章 設計一般	11
第3章 港湾施設設計	16
第4章 空港設計	24

改定前仕様書（平成11年4月）の第5章～9章は、建設局「設計委託標準書」による。

1. 第5章「道路設計」（道路設計一般、街築設計、交差点設計、修景設計）
→建設局設計委託標準仕様書「道路設計」
2. 第6章「道路構造物設計」（擁壁、函きよ、大型用排水路、地下道、特殊法面工等）
→同上「一般構造物設計」及び「地下横断歩道等設計」
3. 第7章「共同溝設計」
→同上「一般構造物設計」及び「電線共同溝設計」
4. 第8章「橋梁設計」
→同上「橋梁設計」
5. 第9章「公園設計」
→同上「公園設計」

第1章 総 則	1
第1節 一般事項	1
1. 1. 1 適用範囲及び一般事項	1
1. 1. 2 用語の定義	1
1. 1. 3 受託者の義務	2
1. 1. 4 監督員	2
1. 1. 5 代理人及び主任技術者	3
1. 1. 6 照査技術者及び照査の実施	3
1. 1. 7 担当技術者	4
1. 1. 8 業務の着手	4
1. 1. 9 提出書類	4
1. 1. 10 設計業務計画	5
1. 1. 11 打合せ等	5
1. 1. 12 疑 義	5
1. 1. 13 資料の貸与、返還及び収集	6
1. 1. 14 関係官公庁その他への手続	6
1. 1. 15 関係法令及び条例の遵守	6
1. 1. 16 身分証明書	6
1. 1. 17 土地への立入り等	6
1. 1. 18 成果の提出及び検査	7
1. 1. 19 補 正	7
1. 1. 20 部分使用	7
1. 1. 21 再 委 託	7
1. 1. 22 著作権の譲渡等	8
1. 1. 23 秘密の保持	8
1. 1. 24 個人情報の取扱い	9
1. 1. 25 基 準 面	9

第1章 総 則

第1節 一般事項

1. 1. 1

適用範囲及び一般事項

- (1) この標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、東京都港湾局が施行する土木工事等（以下「工事」という。）における設計委託に係る設計委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2) 契約図書は相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- (3) 設計図書間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字とが相違する場合、受託者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

1. 1. 2

用語の定義

標準仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (2) 「設計図書」とは、特記仕様書、図面及び標準仕様書をいう。
- (3) 「特記仕様書」とは、契約書を補足し、当該設計業務の実施に関する明細又は固有の技術的要求を定める図書をいう。
- (4) 「図面」とは、入札に際して委託者が示した設計図及び委託者から変更又は追加された設計図をいう。
- (5) 「指示」とは、監督員が受託者に対し、設計業務遂行上の必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (6) 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、委託者若しくは監督員又は、受託者若しくは受託者の代理人が書面により同意することをいう。
- (7) 「質問」とは、不明な点に関し書面をもって問うことをいう。
- (8) 「回答」とは、質問に対し書面をもって答えることをいう。
- (9) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者とが対等な立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (10) 「提出」とは、受託者が監督員に対し、設計業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (11) 「報告」とは、受託者が監督員に対し、設計業務に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (12) 「通知」とは、委託者若しくは監督員が受託者に対し、又は受託者が委託

者若しくは監督員に対し、設計業務に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。

- (13)「書面」とは、手書き、印刷等によって意思を表示したものをいい、発行年月日を記載し署名又は押印したものを有効とする。
緊急を要する場合はファクシミリ等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
- (14)「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等が面談により、業務方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (15)「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が設計業務の完了を確認することをいう。
- (16)「検査員」とは、設計業務等の完了の検査にあたって、契約書第5条の既定に基づき、検査を行う者をいう。
- (17)「補正」とは、委託者が受託者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受託者が行うべき訂正、補正その他の措置をいう。
- (18)「協力会社」とは、受託者が設計業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- (19)「担当技術者」とは、設計業務等の履行について主任技術者のもとで業務を担当する者で、受託者が定め、委託者に通知した者をいう。
- (20)「J I S」とは、日本工業規格をいう。
- (21)「J A S」とは、日本農林規格をいう。

1. 1. 3

受託者の義務

受託者は、設計業務の履行に当たり、業務の方針及び目的を十分理解した上で構造基準等に適合し、安定性、耐久性、経済性、施工性、美観、環境等の諸要件を満足するよう必要な技術を十分発揮しなければならない。

1. 1. 4

監督員

- (1) 委託者は、受託者の設計業務を監理する監督員を定め、受託者に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。
- (2) 監督員は、委託者から特に委任されたもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- ア 設計業務の履行についての受託者又は受託者の代理人に対する指示、承諾、協議、等
- イ 設計業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合、その他契約の履行状況の監督
- (3) 監督員は、総括監督員、主任監督員及び担当監督員とし、受託者が行う監督員に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、担当監督員に対して行うものとする。ただし、担当監督員が不在又は欠けた場合は主任監督員に対して行い、主任監督員も不在又は欠けた場合は総括監督員

に対して行うものとする。

- (4) 監督員が行う受託者に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、いずれの監督員も受託者に対して行うことができる。
- (5) 委託者は、契約に基づいて、監督員に委託者の権限の一部を委任したときは、委任した権限の内容を受託者に通知するものとする。

1. 1. 5

代理人及び主任 技術者

- (1) 受託者は、設計業務における代理人及び主任技術者を定め、委託者に通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。
- (2) 代理人は、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。
- (3) 前第2項の規定にかかわらず、受託者は自己の有する権限のうち、代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限を委託者に通知しなければならない。
- (4) 主任技術者は、契約図書等に基づき、技術上の義務の履行に関する一切の事項を管理する者をいう。
- (5) 主任技術者は、設計業務等の履行に当たり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）あるいは業務に該当する部門）又は、付属資料に示す「主任技術者及び照査技術者資格表」の資格を有する技術者で、日本語に堪能でなければならない。
- (6) 主任技術者は、1. 1. 6 照査技術者及び照査の実施、第4項に規定する照査の確認を行わなければならない。
- (7) 主任技術者は、監督員が指示する関連のある設計業務等がある場合、その受託者と十分に調整の上、相互に協力し、業務を円滑に実施しなければならない。
- (8) 代理人は、主任技術者を兼ねることができる。

1. 1. 6

照査技術者及び 照査の実施

- (1) 受託者は、主任技術者の他に設計業務等における照査技術者を定め委託者に通知するものとする。なお、照査技術者を変更したときも同様とする。
- (2) 照査技術者は、照査に関する事項を定め、これを業務計画書に記載しなければならない。
- (3) 委託者が設計図書において、照査技術者の資格を定める場合は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）あるいは業務に該当する部門）又は、付属資料に示す「主任技術者及び照査技術者資格表」の資格を有する技術者でなければならない。また、「設計委託照査要領」（東京都港湾局）に基づき照査を行うものとする。
- (4) 照査技術者は、設計図書に定めがある事項又は、監督員の指示する業務の節目ごとにその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。

- (5) 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の署名押印の上、主任技術者に差し出すものとする。
- (6) 照査技術者は、主任技術者を兼ねることができない。

1. 1. 7

担当技術者

- (1) 受託者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に通知するものとする。(主任技術者と兼務するものを除く)
なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。
- (2) 担当技術者は、設計図書に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
- (3) 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

1. 1. 8

業務の着手

- (1) 受託者は、設計図書に定めがある場合を除き、契約確定の日以降速やかに設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が設計業務等の実施のため、監督員との打合わせ又は現地踏査を開始することをいう。
- (2) 受託者は、契約金額 100 万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS) に基づき「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた後、(財) 日本建設情報総合センターに登録しなければならない。また、(財) 日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。
なお、提出の期限は、次のとおりとする。
 - ア 契約時登録データの提出期限は、契約締結後 10 日以内とする。
 - イ 完了時登録データの提出期限は、業務完了後 10 日以内とする。
 - ウ 業務履行中に契約時登録データの変更・訂正があった場合の変更データの提出期限は、変更・訂正があった日から 10 日以内とする。
 - エ 変更時と完了時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略することができる。
 - オ (財) 日本建設情報総合センターへの登録にさいし、該当する業務区分がない場合は、自主登録等とし、その旨を監督員に報告すること。
 - カ 受託者が公益法人の場合はこの限りではない。
 - キ 登録期限は、土曜日、日曜日、祝日を除く。

1. 1. 9

提出書類

- (1) 受託者は、請負者等提出書類処理基準・同実施細目により、関係書類を委託者に遅滞なく提出しなければならない。
- (2) 委託者が様式を定めていないものは、受託者において様式を定め、提出

するものとする。ただし委託者がある様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

1. 1. 10 設計業務計画

(1) 受託者は、契約後速やかに設計の実施に必要な業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。また受託者は、業務計画書を遵守し作業に当たらなければならない。

(2) 受託者は、前第1項の設計業務計画書に次の事項を記入するものとする。

なお、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には追記するものとする。

- ア 設計業務概要
- イ 実施方針
- ウ 業務実施計画表（工程表）
- エ 業務組織計画（作業編成・名簿）
- オ 打合せ計画
- キ 使用する主な図書及び基準
- ケ 使用するプログラム等
- コ 照査計画
- ク 連絡体制（緊急時を含む）
- カ 成果物の内容、部数
- サ その他

(3) 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、その都度、当該業務の着手前に変更する事項を記載した変更業務計画書を監督員に提出するものとする。

(4) 監督員が指示した事項については、受託者はさらに詳細な業務計画に係わる資料を提出しなければならない。

1. 1. 11 打合せ等

(1) 設計業務の実施に当たり、適正かつ円滑に実施するために主任技術者と監督員は常に緊密な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。受託者は、その都度、その内容を打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

(2) 設計業務の着手時及び設計業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとする。受託者は、その都度、その結果を打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

1. 1. 12 疑義

受託者は、業務の方針について疑義を生じた場合は、その都度、委託者と協議し明確にするものとする。

1. 1. 13
資料の貸与、返還及び収集
- (1) 受託者は、業務に必要な資料を自らの費用で備えるものとする。ただし、委託者は、設計図書に定められた図書及びその他関係資料を受託者に貸与することができる。
- (2) 受託者は、貸与された図書及び資料等を必要としなくなった場合は、直ちに返還しなければならない。
- (3) 受託者は、貸与された図書及び資料等を丁寧に扱い、損傷を与えてはならない。万一、損傷を与えた場合は、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (4) 受託者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料を複製してはならない。
1. 1. 14
関係官公庁その他への手続
- (1) 受託者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとする。
- (2) 受託者が関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し、協議するものとする。
1. 1. 15
関係法令及び条例の遵守
- 受託者は、関係諸法令・諸条例を遵守し、当該設計業務の円滑な進捗を図るものとする。
1. 1. 16
身分証明書
- 受託者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ名簿を添えて身分証明書交付願いを委託者に提出するものとし、委託者は、身分証明書を発行するものとする。
- なお、作業完了後は身分証明書を速やかに返還しなければならない。
1. 1. 17
土地への立入り等
- (1) 受託者は、設計業務を実施するために国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、関係者と十分な協調を保ち、設計業務が円滑に進ちよくするよう努めなければならない。
- なお、やむを得ない理由により、現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに監督員に報告し、協議しなければならない。
- (2) 前第1項の立入りを行う場合は、受託者は、本都発行の身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- (3) 受託者は、設計業務実施に伴い次の場合、あらかじめ監督員に報告し、所有者の承諾を得て行わなければならない。
- ア 植物伐採、かき、さく等の除去

イ 土地若しくは工作物を一時使用する場合等

(4)前第3項の場合において生じた損失の補償に必要な経費の負担については、設計図書に示すもの以外は、原則として受託者の負担とする。

1. 1. 18

成果の提出及び 検査

- (1) 受託者は、契約書第5条の規定に基づき、設計業務が完了したときは、成果品を委託完了届とともに提出し、完了検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、設計図書に定めがある場合又は監督員の指示する場合には、履行期間途中においても成果品の部分提出を行うものとする。
- (3) 受託者は、完了検査及び必要に応じて実施する部分検査に際して成果品及びその他関係資料を整えておくものとし、主任技術者を検査に立ち合わせなければならない。
- (4) 委託者は、設計業務等の検査に先立って受託者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受託者の負担とする。

1. 1. 19

補 正

- (1) 受託者は、設計業務が完了した後、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに補正を行うものとする。
- (2) 委託者は、補正の期限を定めて指示できるものとする。

1. 1. 20

部分使用

- (1) 委託者は、設計図書に定めがある場合は、受託者に対し部分使用を請求することができるものとする。
- なお、その他特に必要と認められた場合は、受託者と協議し請求するものとする。
- (2) 受託者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を委託者に提出するものとする。

1. 1. 21

再 委 託

- (1) 契約書第4条に定める「主要部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託することはできないものとする。
- ア 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断
- イ 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- (2) 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、模型製作等の簡易な業務を再委託する場合、委託者の承諾を必要としないものと

する。

(3) 受託者は、第1項及び第2項に規定する業務以外を再委託する場合、委託者の承諾を得るものとする。

(4) 受託者は、設計業務等を再委託する場合、書面により協力会社との契約関係を明確にするものとする。また、協力会社に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理するものとする。

なお、協力会社が東京都の競争入札参加有資格である場合は、東京都の指名停止期間中でないものとする。

(5) 受託者は、前第4項に規定する設計業務を再委託する場合は、協力会社の設計業務執行体制、経歴等の概要を監督員に提出しなければならない。

1. 1. 2 2

著作権の譲渡等

(1) 成果品が、著作権法（昭和48年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に、委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、成果品が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果品の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

(3) 委託者は、成果品が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

(4) 受託者は、成果品が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

(5) 受託者は、成果品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複写し、また、1. 1. 2 3 秘密の保持の規定にかかわらず、当該成果品の内容を公表することができる。

(6) 委託者は、受託者が成果品の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

1. 1. 2 3

秘密の保持

(1) 受託者は、設計業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(2) 受託者は成果品の発表に際しての秘密の保持については、1. 1. 2 2 第5項の承諾を受けた場合にはこの限りではない。

1. 1. 24

個人情報の取扱い

- (1) 東京都が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て東京都の保有個人情報であり、東京都の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。
- (2) 委託期間の満了後は、東京都より貸与された資料を返還するものとし、また、その他東京都保有個人情報が記載された資料（電子媒体に記録されたものを含む。）を東京都に提出するものとする。

1. 1. 25

基準面

- (1) 水準点の標高は、設計図書に定めのある場合を除き、原則としてA. P.（荒川工事基準面）を用いるものとする。
- (2) 島しょの工事基準面は、監督員の指示によるものとする。

第2章 設計一般 1 1

第1節 一般事項	1 1
2. 1. 1 使用する図書等	1 1
2. 1. 2 設計条件	1 1
2. 1. 3 現地踏査	1 1
2. 1. 4 設計に関する一般事項	1 1
2. 1. 5 建設リサイクル関係	1 2
2. 1. 6 環境物品調達関係	1 2
2. 1. 7 地盤調査資料	1 2
2. 1. 8 設計業務等成果の内容	1 3
2. 1. 9 地元協議等	1 4

第2章 設計一般

第1節 一般事項

2. 1. 1

使用する図書等

設計業務の実施に当たっては、設計図書によるほか、最新の技術基準等に準拠して行うものとする。なお、他の図書等による場合は、事前に監督員の承諾を受けなければならない。

2. 1. 2

設計条件

設計条件は原則として前項の図書等に示すものとする。これらの図書等に示されていないものによる場合は、事前に監督員の指示又は承諾を受けなければならない。

2. 1. 3

現地踏査

受託者は、設計業務の実施に当たり現地踏査を行い、対象地域の地形、地質、湧水、気象、海象、用排水、土地利用、植生等の設計に必要な現地の状況を把握するものとする。

2. 1. 4

設計に関する一般事項

- (1) 受託者は、設計業務の意図及び目的を十分理解し、安定性、耐久性、経済性、施工性、美観、環境、品質の確保等の要件を満足するよう正確かつ丁寧に業務を実施するものとする。
- (2) 受託者は、設計に当たって特許等のある工法や材料又は特注品を使用する場合は、監督員の承諾を得て成果品にそのことを明示するものとする。
- (3) 設計に採用する材料、製品は原則としてJIS、JAS等の規格品及びこれと同等品以上とする。
- (4) JIS、JAS等の規格品によらない場合は、品質等が確認できる資料を監督員に提出するものとする。
- (5) 電子計算機によって設計計算を行う場合は、そのプログラムについて事前に監督員の承諾を得るものとする。また、入力条件、出力表示等が明瞭に確認できるものとする。
- (6) 受託者は工法比較の提案において、新材料・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。その際において「港湾局新材料・新工法データベース」を活用するものとする。

なお、材料・工法の提案に当たっては現場条件を踏まえ、コスト縮減や施工性向上等の観点から十分比較検討したうえで監督員と協議するものと

する。

2. 1. 5

建設リサイクル 関係

(1) 受託者は、設計に当たって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行わなければならない。

(2) 受託者は、設計業務を実施するに当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に定める「リサイクル計画書」を作成し、報告書に含めて監督員に提出するものとする。

なお、「リサイクル計画書」には次の書類を添付するものとする。

ア 「再生資源利用（促進）計画書」

建設副産物の発生抑制、再使用・再生利用及び適正処理について十分に検討し、その結果を、本計画書として取りまとめるものとする。

なお、再生資源利用（促進）計画書は、国土交通省のホームページ (<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/index.html>) に掲載されている「建設リサイクルデータ統合システム」(CREDAS) をダウンロードするなどして作成することができる。

イ 「環境物品（特別品目・特定調達品目・調達推進品目）使用予定チェックリスト」

特別品目・特定調達品目・調達推進品目に関する精査の結果について、それぞれの環境物品（特別品目・特定調達品目・調達推進品目）使用予定チェックリストを作成するものとする。

なお、環境物品（特別品目・特定調達品目・調達推進品目）使用予定チェックリストは、都市整備局のホームページ (<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html>) からダウンロードするなどして入手する。

2. 1. 6

環境物品調達関 係

受託者は、設計業務の実施にあたっては、その対象となる工事で使用する資材、建設機械、工法、目的物について、都が作成した「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（以下「調達方針」という。）の規定に従い、調達方針に定められた環境物品等の選択に努めるものとする。

環境物品等の選択に当たっては、委託者の設計基準、材料使用規定、占用（使用）工事の場合は管理者条件等に照らし合わせて特別品目を使用することが可能かどうか精査を行い、使用が可能な場合は、特別品目を選択し、その旨を監督員に提案するものとする。

なお、監督員から特別品目、特定調達品目、調達推進品目を使用するよう指示があった場合は、これを選択するものとする。

2. 1. 7

地盤調査資料

受託者は、構造物設計等、地盤情報を必要とする設計において、既存の地

盤調査資料（東京都港湾局が所有する東京港地質データベースシステム、東京都土木技術センターが所有する東京都地盤情報システム、ボーリングデータ等）により、当該地域（地点）の地盤特性を十分に把握し検討を行うものとする。

2. 1. 8

設計業務等成果 の内容

成果の内容については、次の各号について取りまとめるものとする。

(1) 設計説明書

設計説明書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を的確に解説し、取りまとめるものとする。

(2) 設計計算書

設計計算書は、計算に使用した理論、公式の引用、文献等及びその計算過程、電子計算機のプログラム名等を明記するものとする。

(3) 設計図面

ア 設計図面は、部材の形状、寸法、材料の品質、数量等の設計内容が明確にわかるように作成するものとする。

イ 設計図面は、各職種に応じた「製図基準」を参考に作成する。また、CADを用いて作成する場合は「CAD製図基準（案）」、「CAD製図基準（案）電気通信設備編」、「CAD製図基準（案）機械設備工事編」（国土交通省）、「建築CAD製図要領（案）」等を参考に作成するものとする。

(4) 数量計算書

数量計算書は、積算基準等に基づき工種別、区間別に取りまとめるものとする。

ただし、基本設計については、設計図書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。

(5) 概算工事費

ア 概算工事費に用いる単価等は、監督員の承諾を得たものとし、前第4項ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。

イ 使用材料において、積算資料、建設物価等に掲載の無い材料で、見積額（単価×数量）が300万円を超える場合及び積算資料、建設物価等に示された数量条件と異なる場合等は、監督員に報告するとともにその材料リストを取りまとめ提出するものとする。

(6) 施工計画書

ア 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。

(ア) 工事工程表

(イ) 使用機械

- (ウ) 施工方法
- (エ) 施工管理
- (オ) 仮設備（仮設工事）計画
- (カ) 環境対策
- (キ) 航行安全対策
- (ク) 特記事項その他

イ 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用する場合は、施工上留意すべき点の特記事項として記載するものとする。

(7) 原図

原図の作成は、設計図書に示す方法により作成するものとする。

(8) 現地踏査結果

現地踏査は、現地の状況を示す写真とともにその結果をとりまとめるものとする。

2. 1. 9

地元協議等

地元関係者への説明や交渉等は、委託者又は監督員が行うものとする。この場合受託者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示のある場合、説明資料及び記録の作成に協力するものとする。

第1節 基本設計	16
3. 1. 1 適用の範囲	16
3. 1. 2 設計計画	16
3. 1. 3 設計条件	16
3. 1. 4 基礎の検討	17
3. 1. 5 設計計算	17
3. 1. 6 基本断面算定	17
3. 1. 7 図面作成	18
3. 1. 8 成 果	18
3. 1. 9 協議・報告	18
3. 1. 10 照 査	18
第2節 細部設計	19
3. 2. 1 適用の範囲	19
3. 2. 2 設計計画	19
3. 2. 3 設計波の算定	19
3. 2. 4 配筋計画	19
3. 2. 5 数量計算	19
3. 2. 6 図面作成	20
3. 2. 7 付帯施設	20
3. 2. 8 成 果	20
3. 2. 9 協議・報告	20
3. 2. 10 照 査	20
第3節 実施設計	21
3. 3. 1 適用の範囲	21
3. 3. 2 設計計画	21
3. 3. 3 図面作成	21
3. 3. 4 数量計算	21
3. 3. 5 成 果	22
3. 3. 6 協議・報告	22
3. 3. 7 照 査	22

第3章 港湾施設設計

第1節 基本設計

3. 1. 1

適用の範囲

- (1) 本節は、港湾の係留施設及び外郭施設並びに海岸保全施設の設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。その他類似の施設の設計は、これを準用するものとする。
- (2) 土木構造物の設計に必要な設計条件に関する一般的事項は、3. 1. 3 設計条件において取り扱うものとする。
- (3) 施設の構造形式及び断面その他基本的形状を決定するための基本設計に関する一般的事項は、3. 1. 5 設計計算において取り扱うものとする。

3. 1. 2

設計計画

- (1) 計画準備
受託者は、設計に先立ち業務の目的及び内容を把握し、現況の把握及び関連資料の収集を行わなければならない。
- (2) 使用する基準及び図書
ア 受託者は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説(社)日本港湾協会」に準拠し、設計業務を実施しなければならない。
イ 受託者は、設計図書に前ア号以外で使用する基準及び図書の定めのある場合、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。
ウ 受託者は、前ア号及びイ号以外の基準及び図書を設計に用いる場合、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。
- (3) 設計手法
ア 受託者は、特殊な構造又は特殊な設計方法を用いる場合、あらかじめ監督員に設計手法の承諾を得なければならない。
イ 受託者は、設計図書に定めのある場合、設計図書の定める方法により設計しなければならない。
- (4) 特許工法
受託者は、特許工法又は特殊工法を用いて設計する場合、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

3. 1. 3

設計条件

- (1) 自然条件
ア 受託者は、設計図書に定める土質条件、海象条件、気象条件、地震及びその他の設計に必要な自然条件に基づき設計しなければならない。
イ 受託者は、設計図書の定めにより設計に用いる自然条件を決定する場合、監督員の承諾を得なければならない。

(2) 材料条件

ア 受託者は、J I S又は同等以上の品質を有するもの若しくは一般市場に流通する材料及び製品を用いて設計するものとする。

なお、主要な材料の規格は、設計図書の定めによるものとする。

イ 受託者は、前ア号以外の材料及び製品を使用する場合、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

(3) 施工条件

受託者は、設計図書に定める施工条件を考慮して設計しなければならない。

3. 1. 4

基礎の検討

受託者は、必要に応じて安定計算や地盤改良の検討を行い、基礎の断面を決定しなければならない。

3. 1. 5

設計計算

(1) 受託者は、構造形式の異なる比較案を提案し、安定性、耐久性、経済性、施工性及びその他必要な要件を検討のうえ、最適構造形式を選定しなければならない。

なお、構造形式の選定は、監督員の承諾を得なければならない。

(2) 受託者は設計図書に定めがある場合は、工区別比較案を作成するものとする。

(3) 受託者は、設計計算で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果物に記載しなければならない。

(4) 受託者は、特殊な構造又は工法を採用した場合、施工上特に留意すべき点を成果物に記載しなければならない。

3. 1. 6

基本断面算定

(1) 概算数量

ア 受託者は、計画平面図、標準断面図、縦断図およびその他作成した図面に基づき3. 1. 5設計計算第1項の経済性の比較に必要な概算数量を比較案ごとに工種別、材料別に算出しなければならない。

イ 受託者は、あらかじめ監督員に算出する概算数量の工種名、材料名、規格及び数位の承諾を得るものとする。

(2) 概算工事費

受託者は、前第1項で算出した概算数量に基づき比較案ごとに概算工事費を算出するものとする。

なお、使用する単位はあらかじめ監督員に承諾を得なければならない。

(3) 工事施工計画

受託者は、設計図書に定めのある場合、工事施工計画書を作成するものとする。

3. 1. 7
図面作成

受託者は、選定した構造形式について、標準断面図、平面図、その他必要な図面を作成しなければならない。

3. 1. 8
成 果

(1) 受託者は、基本設計の成果として、「表 3.1.8 基本設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、監督員に提出するものとする。

表 3.1.8 基本設計成果物項目

成 果 物	内 容
1 報告書 設計説明書 基本設計計算書 数量計算書 概算工事費算出書 付帯構造物設計書 設計書 施工計画書 リサイクル計画書	設計位置、目的、延長、比較検討結果の概要 比較案選定理由、設計計算他 各比較案の工種別、材料別数量の算出 各比較案の数量計算に基づく概算工事費の算出 防舷材、係船柱等 選定した構造形式に基づく標準断面図、計画平面図、縦断面他必要な図面の作成 必要に応じて作成
2 設計図面	

(2) 受託者は、設計図書に定めのある場合、「表 3.1.8 基本設計成果物項目」に示す以外にその定める成果物を作成し、監督員に提出しなければならない。

(3) 受託者は、設計図書に定めのある場合、関連機関との協議用資料を作成し、監督員に提出しなければならない。

3. 1. 9
協議・報告

受託者は、設計図書の定めのある場合、監督員と協議又は報告しなければならない。

3. 1. 10
照 査

(1) 受託者は、成果物に対し照査を行うものとする。

なお、設計図書に定めのある場合、照査技術者により「設計委託照査要領（東京都港湾局）」に基づき照査を行うものとする。

(2) 照査は、次に掲げる事項とする。

- ア 設計条件の適切性
- イ 設計方針及び設計内容の適切性

- ウ 設計計算書と設計図との整合性
- エ 概算数量及び概算工事費算出内容の適切性
- オ 最適構造形式の適切性
- カ 施工性
- キ その他

第2節 細部設計

3. 2. 1

適用の範囲

本節は、第1節基本設計で決定された構造形式の施設又は設計図書に定める施設の部材諸元を定め、詳細な部材構成材料及び数量を決定するための細部設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3. 2. 2

設計計画

設計計画は、3. 1. 2設計計画を適用する。

3. 2. 3

設計波の算定

- (1) 受託者は、設計図書に定めのある場合、設計波を算定しなければならない。
- (2) 受託者は、設計波の算定で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果物に記載しなければならない。

3. 2. 4

配筋計画

- (1) 受託者は、設計図書に定める対象施設及び対象範囲の細部設計を行わなければならない。
- (2) 受託者は、基本設計の成果物及び土質資料及びその他の設計条件に基づき細部設計を行い、部材の設計計算書、施設の詳細図面及び数量計算書を作成しなければならない。
- (3) 受託者は、設計計算で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果物に記載しなければならない。
- (4) 受託者は、特殊な構造又は特殊な工法を採用する場合、施工上特に留意すべき点を成果物に記載しなければならない。

3. 2. 5

数量計算

- (1) 受託者は、詳細図面に基づき工種別、材料別に数量を算出し、数量計算書に算出根拠及び算出結果を記載しなければならない。
- (2) 受託者は、設計図書に定めのある場合、前第1項で算出した数量計算に基づき概算工事費を算出しなければならない。
- (3) 受託者は、設計図書に定めのある場合、工事施工計画書を作成しなければ

ならない。

3. 2. 6
図面作成

受託者は、一般図、配筋図等を作成しなければならない。

3. 2. 7
付帯施設

受託者は、設計図書に定めのある場合、対象付帯施設の設計を行わなければならない。

3. 2. 8
成 果

- (1) 受託者は、細部設計の成果として、「表 3.2.8 細部設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (2) 受託者は、設計図書に定めのある場合、「表 3.2.8 細部設計成果物項目」に示す以外にそれに定める成果物を作成し、監督員に提出しなければならない。

表 3.2.8 細部設計成果物項目

成 果 品	内 容
1 報告書 設計説明書 細部設計計算書 設計書図面 計算書 リサイクル計画書	設計位置、目的、延長、設計経過の概要、 新材料・新工法の提案 設計図面に基づく工種別、材料別の数量の 算出
2 設計図面	

- (3) 受託者は、設計図書に定めのある場合、「表 3.1.8 基本設計成果物項目」に示す以外にその定める成果物を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (4) 受託者は、設計図書に定めのある場合、関連機関との協議用資料等を作成し、監督員に提出しなければならない。

3. 2. 9
協議・報告

協議・報告は、第3章1節3. 1. 9協議・報告を適用する。

3. 2. 10
照 査

- (1) 受託者は、成果品に対し照査を行うものとする。
- なお、設計図書に定めのある場合、照査技術者により「設計委託照査要

領（東京都港湾局）」に基づき照査を行うものとする。
(2)照査は、次に掲げる事項とする。

- ア 設計条件の適切性
- イ 設計方針及び設計内容の適切性
- ウ 設計計算書と設計図との整合性
- エ 数量及び概算工事費算出内容の適切性
- オ その他

第3節 実施設計

3. 3. 1

適用の範囲

本節は、第1節基本設計及び第2節細部設計で設計を行った施設又は設計図書に定める施設における工事の実施に必要な図面作成及び数量計算を行うための実施設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3. 3. 2

設計計画

受託者は、設計に当り、事前に業務の目的、内容を把握し、業務の遂行に必要な計画を立案しなければならない。

3. 3. 3

図面作成

(1) 受託者は、設計図書に定める対象施設及び対象範囲の実実施設計を行わなければならない。

(2) 受託者は、第1節基本設計及び第2節細部設計で決定された構造形式の施設又は設計図書に定める構造形式の施設に基づき実施設計を行い、工事の実施に必要な平面図、縦断図、横断図及び数量計算書を作成しなければならない。

なお、作成及び算出を必要とする図面及び数量は、設計図書書の定めによるものとする。

(3) 受託者は、施工上特に留意すべき点を成果物に記載しなければならない。

(4) 受託者は、設計図書に定めのある場合、仮設構造物の検討を行わなければならない。

3. 3. 4

数量計算

(1) 受託者は、作成した図面に基づき工種別、材料別に数量を算出し、数量計算書に算出根拠及び算出結果を記載しなければならない。

(2) 受託者は、設計図書に定めのある場合、前第1項で算出した数量に基づき工事費を算出しなければならない。

3. 3. 5
成 果

- (1) 受託者は、成果品に対し照査を行うものとする。
なお、設計図書に定めのある場合、照査技術者により「設計委託照査要領（東京都港湾局）」に基づき照査を行うものとする。
- (2) 照査は、次に掲げる事項とする。
- ア 構造形式及び構造物と設計図との整合性
 - イ 数量算出内容の適切性
 - ウ その他

3. 3. 6
協議・報告

- (1) 受託者は、実施設計の成果として、「表 3. 3. 5 実施設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、監督員に提出しなければならない。

表 3. 3. 5 実施設計成果物項目

成 果 物	内 容
1 報告書 設計説明書 設計図面 数量計算書 施工計画書 リサイクル計画書	設計位置、目的、延長、構造形式 工事の実施に必要な図面の作成 設計図面に基づく工種別、材料別の数量の算出
2 設計図面	

- (2) 受託者は、設計図書に定めのある場合、「表 3. 3. 5 実施設計成果物項目」に示す以外にそれに定める成果物を作成し、監督員に提出しなければならない。

3. 3. 7
照 査

協議・報告は、第3章3. 1. 9協議・報告を適用する。

第4章 空港設計	24
第1節 一般事項	24
4.1.1 適用の範囲	24
4.1.2 計画準備	24
4.1.3 設計の方針	24
4.1.4 設計協議	24
4.1.5 特許工法	24
4.1.6 参考図書	24
第2節 設計条件	24
4.2.1 適用の範囲	24
4.2.2 一般条件	24
4.2.3 利用条件	25
4.2.4 自然条件	25
4.2.5 材料条件	25
4.2.6 施工条件	25
4.2.7 設計手法	25
第3節 基本設計	25
4.3.1 適用の範囲	25
4.3.2 基本設計	25
4.3.3 照査	28
第4節 実施設計	28
4.4.1 適用の範囲	28
4.4.2 実施設計	28
4.4.3 照査	31
第5節 成果物	31
4.5.1 適用の範囲	31
4.5.2 成果物の内訳及び規格	32
4.5.3 基本設計	33
4.5.4 実施設計	33

第4章 空港設計

第1節 一般事項

4. 1. 1

適用の範囲

本節は、空港土木施設の設計に関する一般事項を取扱う。

4. 1. 2

計画準備

受託者は、設計に先立って業務の目的及び内容を把握し、現況の把握並びに関連資料の収集を行わなければならない。

4. 1. 3

設計の方針

受託者は、工種、構造物の細部の設計の方針を監督員と協議のうえ決定しなければならない。

4. 1. 4

設計協議

設計協議の着手時及び業務期間中に行う打合せの時期、回数、場所は設計図書の定めによる。

4. 1. 5

特許工法

受託者が設計に当たって特許工法又は新材料・新工法を使用する場合には、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

4. 1. 6

参考図書

- (1) 受託者は、付属資料に示す最新の設計等に適用する諸基準を用い設計しなければならない。その出典先は成果物に明示しなければならない。
- (2) 前第1項以外の基準を用いる場合については、設計図書の定めによる。
- (3) 受託者は、前第1項、第2項以外の基準を使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

第2節 設計条件

4. 2. 1

適用の範囲

本節は、空港土木施設の設計に必要な設計条件に関する一般的事項を取り扱う。

4. 2. 2

一般条件

設計対象施設の位置、延長又は範囲及び基準面については、設計図書の定め

による。

4. 2. 3

利用条件

設計対象施設の計画規模、荷重条件、耐用年数その他必要な事項については、設計図書の定めによる。

4. 2. 4

自然条件

(1) 土質条件、海象条件、気象条件、地震その他必要な事項については、設計図書の定めによる。

(2) 委託者が貸与する資料及びその他の資料から受託者が自然条件を決定する場合には、設計図書の定めによる。

この場合、受託者は自然条件の決定結果について、監督員の承諾を得なければならない。

4. 2. 5

材料条件

(1) 設計に採用する材料は、作用、劣化、設計供用期間、形状、施工性、経済性、環境に及ぼす影響等を考慮して、適切な材料を選定しなければならない。

(2) 日本工業規格に適合する材料は、施設の要求性能を満足するために必要な品質を有するものとみなすことができる。

4. 2. 6

施工条件

構造物の設計にあたって考慮すべき施工条件については、設計図書の定めによる。

4. 2. 7

設計手法

(1) 設計手法を指定する場合は、設計図書の定めによる。

(2) 受託者は、設計図書及び付属資料に定める適用基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の承諾を得るものとする。

(3) 受託者は、設計にあたって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、監督員の承諾を得るものとする。

第3節 基本設計

4. 3. 1

適用の範囲

本節は、第2節設計条件に基づき、施設の構造形式及び断面形状を決定するための基本設計に関する一般事項を取り扱う。

4. 3. 2

基本設計

(1) 受託者は、与えられた基本計画に従い、設計の目的、主要条件、規模、形

態及び配分を定め、現地に体系的に設定し、各計画相互及び環境条件との調和を図って設計しなければならない。

(2) 受託者は、基本計画に基づき、計画地区内周辺の現場条件及び設計条件を解析の上、次に掲げる設計、作業項目のうち設計図書に定める設計を行わなければならない。

表 4.3.2 基本設計における設計項目、作業項目及び作業内容

設計項目	作業項目	作業内容
用地造成設計	現地調査 用地造成設計 排水設計 付帯施設設計 施工計画 概算数量算出 概算工事費算定	平面縦横断設計、全体土工量の検討、ゾーニングの検討、切盛土構造設計 排水系統の検討、場内排水路設計、地下排水設計等 場周・保安道路設計、消防水利設計、場周柵設計 土量配分計画、工事用道路計画、施工機械の選定、資材搬入計画、工事計画等 工種別概算数量算出 工種別、年次別工事費算定
舗装設計 滑走路設計 誘導路設計 エプロン設計	現地調査 設計条件の設定 平面縦横断設計 舗装構造設計 概算数量算出 概算工事費算定	設計反復作用回数、路床支持力等諸条件の設定 舗装種別、舗装構造設計 工種別概算数量算出 工種別、年次別工事費算定
道路及び 駐車場設計	現地調査 設計条件の設定 平面縦横断設計 排水設計 舗装構造設計 付帯構造物設計 植栽設計 概算数量算出 概算工事費算定	設計基礎数値の設定 排水系統の検討、形式、断面の設計 道路小構造物等設計 配置、樹種の設計、植生の選定等 工種別概算数量算出 工種別、年次別工事費算定

(3) 受託者は、次の諸条件を考慮し、最良な基本設計条件を設定しなければならない。

- ア 機能を充足すること。
- イ 土質に適応すること。
- ウ 現地の地形、地質に対して施工が容易なこと。
- エ 気象条件に適応すること。
- オ 施工期間および施工の季節に適した工法が採れること。
- カ 周囲の環境を考慮すること。
- キ 工事中の災害を防止できる工法であること。
- ク 経済的であること。
- ケ 完成後の管理が容易であること。
- コ 周辺的环境条件にマッチすること。
- サ 現場近くに生産される材料を利用すること。
- シ 既成材料の適用性がよいこと。
- ス 建設機械の適応性がよいこと。

(4) 基本設計内容

ア 受託者は、諸条件に基づいて、当該地域に最も適した空港施設およびそれに付帯する施設の配置計画を立案し、主要施設の計画高および基本的な構造を計画し設計しなければならない。

その際に、近接する構造物の平面、縦横断的關係に十分配慮し、各施設がその機能を適切に発揮できるように設計しなければならない。

イ 平面図作成

受託者は、前ア号による設計に基づき、平面図を作成しなければならない。

ウ 縦断面図作成

受託者は、地上測量および写真測量成果から 40m 間隔の各測点、地形の変化点の地盤高を読み取り、縦断面図を作成しなければならない。

エ 標準断面図作成

受託者は、滑走路、誘導路、着陸帯、エプロン、排水施設、その他主要構造物標準断面図を作成しなければならない。

オ 横断面図作成

受託者は、地上測量および写真測量成果から 40m 間隔の各測点の中心点と直角方向の地盤高を読み取り、横断面図を作成し、構造の表示および切土、盛土断面、法長の表示を行わなければならない。

カ 土積配分図作成

受託者は、横断面図に基づき算出した土量について、累加土量曲線(マスカーブ)または矢線図を作成し、土量の配分計画を行わなければならない。

なお、土量の変化率は監督員と打合せて決定しなければならない。

(5) 受託者は、貸与資料および既存調査資料に基づき、主要構造物である地下道および大型地下構造物の概略形式および寸法を決定し、一般構造図を作成

4. 3. 3

照 査

しなければならない。

(1) 受託者は、成果品に対し照査を行うものとする。

なお、設計図書に定めのある場合、照査技術者により「設計委託照査要領（東京都港湾局）」に基づき照査を行うものとする。

(2) 照査は、次に掲げる事項とする。

- ア 設計条件の適切性
- イ 設計方針および設計内容の適切性
- ウ 設計計算書と設計図との整合性
- エ 概算数量および概算工事費算出内容の適切性
- オ 最適構造形式の適切性
- カ 施工キ その他

第 4 節 実施設計

4. 4. 1

適用の範囲

本節は、第 3 節で決定された施設について、部材諸元を定め、詳細な部材構成材料及び数量を決定するための実施設計に関する一般的事項を取り扱う。

4. 4. 2

実施設計

(1) 受託者は、実測図（平面縦横断）及び土質調査資料に基づき、設計条件を解析し、現地に対応する法線、縦横断、標準構造物、小構造物の設計を行わなければならない。

(2) 受託者は、次に掲げる設計、作業項目のうち、設計図書に定める設計を行わなければならない。

表 2.4.2 実施設計における設計項目、作業項目及び作業内容

設計項目	作業項目	作業内容
用地造成設計	現地調査	
	平面縦横断設計	
	切盛土構造設計	切土法面・盛土法面の安定解析、法面保護
	付帯施設設計	場周・保安道路設計、消防水利設計、場周柵設計等、平面配置、排水流量計算、標準断面設計
	地下排水及び法面排水設計 施工計画	土量配分計画、工所用道路計画、土工機械の選定、資材搬入計画、工程計画（年次別）
	数量計算	

滑走路設計 誘導路設計	現地調査	
	設計条件の設定	設計諸条件の見直し
	平面縦横断設計	
	舗装設計	舗装構造設計、標識設計、グルーピング設計
	数量計算	
エプロン設計	現地調査	
	設計条件の設定	設計諸条件の見直し
	平面縦横断設計	
	舗装設計	舗装構造設計、標識設計
	付帯構造物設計	アースリング、タイダウンリング、表面排水溝の設計等
滑走路嵩上設計 誘導路嵩上設計 エプロン嵩上設計	現地調査	
	既設舗装の構造評価	
	平面縦横断設計	既設舗装の縦横断形状分析、平面及び縦横断設計、層構造設計
	嵩上舗装設計	舗装工法、舗装構造、グルーピング、標識の設計
	数量計算	
道路及び 駐車場設計	現地調査	
	設計条件の設定	設計諸条件の見直し
	平面縦横断設計	
	排水設計	排水系統、方式、断面の設計
	舗装設計	舗装種別、舗装構造設計
	標識設計	道路・駐車場路面標識、案内標識、規制標識等の設計
	植栽設計	配置、樹種、植生の設計
	付帯構造物設計	道路小構造物設計
	数量計算	

(3) 受託者は、土工量、用地、擁壁及び近接構造物を考慮し、縦断及び横断設計を行わなければならない。また、構造物の設計は、経済性を考慮し詳細に行わなければならない。

(4) 受託者は、基本設計の設計条件を考慮し、実測の地上測量及び写真測量成果から実施設計の平面及び縦横断設計を行い、工事の施行に必要な設計図を作成しなければならない。

ア 平面図作成

受託者は、基本設計、実測地形図、土質調査資料に基づき工事実施に必要な平面図及び伐開除根の求積図を作成するものとする。

イ 縦断面図作成

受託者は、前第3項で設計した切盛断面に基づき、基準線の計画高を計算し、実測地形縦断面図を使用し、縦断面図を作成しなければならない。

ウ 標準断面図作成

受託者は、滑走路、誘導路、着陸帯、エプロン、排水施設、その他主要構造物の標準断面図を作成しなければならない。

エ 横断面図作成

受託者は、設計した横断面計画高に基づき、実測地形横断面図を使用し測点20mごと及び地形の変化点の横断面構造を設計しなければならない。また、土質調査資料に従い積算用横断面図及び発注用横断面図を作成しなければならない。

(ア) 積算用横断面図

受託者は、土層縦断面図、土質調査資料に従い土層横断面図を作成し、各横断面ごとに、土質、土砂別の切土断面、工種別盛土断面及び法長を計測しなければならない。

(イ) 発注用横断面図

受託者は、積算用横断面図から工事に必要な部分のみをトレースして発注用横断面図を作成しなければならない。

(5) 土工設計

ア 土工設計、土積図（マスカープ）又は矢線図を作成し、最も経済的な土木機械の機種を選定し、機種別に土量、運搬距離を算出しなければならない。

イ 受託者は、各切盛土箇所、長方形主体式（4点平均法又は設計図書に示す方法）により、どの切土量をどこの盛土箇所に流用するか、また、どの切土を捨てるかを検討し、土量配分計画を行わなければならない。

(6) 受託者は、地形、地質、航空機の駐機場、旅客の通路、平面線形、排水路及び地下構造物を考慮して、舗装面の横断勾配の設計を行わなければならない。

(7) 排水構造物設計

受託者は、基本設計、設計協議資料、現地踏査、設計要領等に基づき、排水系統の計画、流量計算、排水構造物の形状の設計を行わなければならない。

ア 受託者は、流出量、土地利用状況、排水系統、路面排水、地下排水、維持管理、上部荷重を勘案した函渠及び大型排水路の断面を設計しなければならない。

イ 受託者は、全ての排水路について、流向、数量の算出、各測点及び変化点の基準高を図示し、断面形状決定のために必要な流量計算を行わなければならない。

ウ 受託者は、構造計算、断面設計又は流量計算を必要とする仮設構造物で設計図書に定めたものについて、現場条件及び設計条件に適合するように設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成しなければならない。

また、排水構造物の断面形状及び施工高さの決定、流量計算は、必要に応じて簡単な測量、調査を行わなければならない。

(8) 受託者は、土地利用状況、用排水系統、他構造物への影響を考慮し、現存する水路の機能を低下させないように付替水路の設計を行わなければならない。

(9) 受託者は、地形、地質、土地利用状況を考慮し、設計条件を確立したうえ幹線水路（場外）の設計を行わなければならない。

(10) 排水系統図作成

受託者は、縮尺を1:1,000の地形図とし、排水路寸法及び水流方向の排水計画を記入した排水系統図を作成しなければならない。また、水流方向を明記しなければならない。

4. 4. 3

照 査

(1) 受託者は、成果物に対し照査を行うものとする。

なお、設計図書に定めのある場合、照査技術者により「設計委託照査要領（東京都港湾局）」に基づき照査を行うものとする。

(2) 照査は、次に掲げる事項とする。

ア 設計条件の適切性

イ 設計方針及び設計内容の適切性

ウ 設計計算書と設計図との整合性

エ 数量計算内容の適切性

オ その他

第5節 成果物

4. 5. 1

適用の範囲

(1) 本節は、空港土木施設の基本設計及び実施設計の成果物に関する一般的事項を取り扱う。

(2) 受託者は、成果物の作成にあたって、その検討・解析結果を設計図書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。

(3) 受託者は、現地調査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめるものとする。

(4) 受託者は、検討・解析に使用した理論、公式の引用、文献等及びその計算過程を明記するものとする。

4. 5. 2

成果物の内訳及び規格

(5) 受託者は、成果物の作成にあたって、成果物一覧表または設計図書によるものとする。

(1) 受託者は、次表及び設計図書の定めにより成果物を作成し提出しなければならない。

表 4.5.2 成 果 物

成果物	大きさ	トレース原図及び原稿	製 本	摘 要
設計説明書	A-4	コピー用紙	左 綴	横書き、大きさは協議
比較検討書	〃	〃	〃	〃
設計計算書	〃	〃	〃	〃
数量計算書	〃	〃	〃	〃
施工計画書	〃	〃	〃	〃
概算工事費 計算書	〃	〃	〃	〃
設計図	A-1	原則として製図用フィルム(#300)又はトレース用ペーパー(MG65g/m ²)		(ただし、設計の原図は、平面図のみ製図用フィルムとする。)

(2) 成果物の内容

ア 設計説明書

設計説明書は、設計業務の過程及び設計全般を詳細に説明したものでなければならない。

イ 比較検討書

受託者は、法線、計画高及び構造の決定について、施工法、工期、経済性、耐久性、美観及び環境を比較検討し、最良のものを選定しなければならない。

ウ 設計計算書

受託者は、各種計算の手順、手法及び公式の引用又は内容の計算過程及び結果を系統的に明記しなければならない。また、引用文献及び資料は、その出典を記載しなければならない。

エ 設計図

設計図面は、設計図書に示す方法により作成しなければならない。

オ 数量計算書

受託者は、図示説明により工種、材料別の数量計算算出根拠を明記し、成果物に間違いがないようにチェックを行わなければならない。

カ 概算工事費計算書

受託者は、設計図書に示す工種別に数量、単価、事業費を明記し、概算工事費を算出しなければならない。

キ 施工計画書

受託者は、施工計画書に事前調査、施工技術計画、調達計画、管理計画及び工程計画を明記し、監督員に提出しなければならない。

ク 現地踏査結果

受託者は、現地踏査を実施した場合には、現地状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。

4. 5. 3

基本設計

(1) 受託者は、次の項目及び設計図書の定めにより成果物を作成し提出しなければならない。

- ア 設計説明書
- イ 比較検討書
- ウ 構造物概略設計計算書
- エ 概算工事費計算書
- オ 設計図（土工配分計画図含む。）
- カ 数量計算書
- キ 施工計画書

(2) 設計図の縮尺は次表のとおりとする。

表 5. 4. 3-1 設計図の縮尺

名 称	縮 尺
位置図	1/10,000～1/25,000
平面図	1/2,500 ～1/5,000
縦断面図	縦 1/100 、横 1/1,000 ～1/3,000
横断面図	縦 1/100 、横 1/200
標準断面図	1/50～1/100
一般構造図	1/50～1/100

(3) 土工配分計画図

受託者は、平面図と土積図（マスカーブ）を作成しなければならない。

また平面図は、次表により着色するものとする。

表 5. 4. 3-2 着 色 の 区 別

盛 土	切 土	舗 装	側溝水路	草 地	林 野
緑 色	オレンジ色	赤 色	水 色	茶 色	黄 色

4. 5. 4

実施設計

(1) 受託者は、次の項目及び設計図書の定めにより成果物を作成し提出しなければならない。

- ア 設計説明書

- イ 設計計算書
- ウ 設計図（土工配分計画図含む）
- エ 数量計算書
- オ 施工計画書

（２）設計図の縮尺は、次表のとおりとする。

表 5.5.4 設計図の縮尺

名 称	縮 尺
位置図	1/10,000～1/25,000
平面図	1/500 ～1/1,000
縦断面図	縦 1/100 、横 1/1,000
横断面図	縦 1/100 、横 1/200
標準断面図	1/50～1/100
一般構造図	1/50～1/100
詳細図	1/10～1/50

（３）土工配分計画図

受託者は、本節 4. 5. 3 第 3 項「土工配分計画図」を準用し、土工配分計画図を作成しなければならない。

付 属 資 料

主任技術者及び照査技術者資格表

業務 資格内用	測量	深淺測量		探査工	土質調査	環境調査	気象・ 海象調査	計画調査	環境影響 評価調書	設計	電算 プログラム 開発	備考	
		深淺測量	水路測量										
港湾海洋調査士 「深淺測量」部門 「危険物探査」部門 「土質・地質調査」部門 「環境調査」部門 「気象・海象調査」部門												但し、「環境調査」部門は「環境調査」の騒音審査、振動調査、悪臭調査を除く	
		○		○									
					○								
						○							
								○					
シビルエンジニアリング 「土質及び基礎」部門 「地質」部門 「建設環境」部門 「港湾及び空港」部門												但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者	
					○								
					○								
						○				○			
水路測量技術 「1級（沿岸）」 「1級（港湾）」													
		○	○										
測量士												但し、測量士資格取得後8年以上の経験を有する者又は測量士補資格取得後12年以上の経験を有し測量士の資格を有した者	
	○												
地質調査技士												但し、港湾関係の実務経験が大卒者は5年以上、高卒者は8年以上ある者	
基本情報技術者											○		

打 合 せ 記 録 簿

第 回	件 名			
発 注 者		部・事務所		課
受 託 者				
出席者	発注者側			
	受託者側			
日 時		年	月	日 ()
打 合 せ 場 所			打合せ方式	会議 ・ 電話
打 合 せ 事 項				
			頁	/

適用仕様書・指針等一覧表（参考）

番号	名 称	編集又は発行所名	発行年
1	国土交通六法（社会資本整備編）	東京法令出版	H21. 01
2	国土交通六法(国土編)	東京法令出版	H21. 11
3	国土交通六法(交通編)	ぎょうせい	H21. 04
4	港湾小六法 平成 20 年版	東京法令出版	H20. 03
5	環境六法 平成 21 年版	中央法規出版	H21. 03
6	海岸関係法令例規集	全国海岸協会	H18. 05
7	測量関係法令集	日本測量協会	H21. 03
8	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H16. 06
9	改定 解説・河川管理施設等構造令	国土技術研究センター	H20. 07
10	河川関係法令例規集	日本河川協会	H21. 04
11	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	H16. 02
12	道路標識・区画および道路標示に関する命令	総理府・建設省令第 3 号	H21. 12
13	東京都土木工事標準仕様書	東京都弘済会・財務局	H18. 04
14	港湾工事共通仕様書	日本港湾協会	H21. 05
15	土木工事共通仕様書	国土交通省関東地方建設局	H21. 04
16	土木材料仕様書	東京都弘済会・建設局	H21. 04
17	重防食鋼管杭・鋼管矢板製品仕様書	鋼管杭・鋼矢板技術協会	H19. 01
18	アスファルト舗装工事共通仕様書・解説	日本道路協会	H11. 07
19	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H18. 03
20	空港土木工事共通仕様書	港湾空港建設技術サービスセンター	H21. 05
21	2007 年制定コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	H20. 03
22	2007 年制定コンクリート標準示方書【規準編】	土木学会	H20. 03
23	2007 年制定コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	H20. 03
24	2007 年制定コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	H20. 03
25	トンネル標準示方書（山岳編）・同解説	土木学会	H18. 07
26	トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説	土木学会	H18. 07
27	トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説	土木学会	H18. 07
28	土木製図基準[2009 年改訂版]	土木学会	H21. 02
29	道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編・Ⅱ 鋼橋編）	日本道路協会	H14. 03
30	道路橋示方書・同解説（Ⅲ コンクリート橋編）	日本道路協会	H14. 03
31	道路橋示方書・同解説（Ⅳ 下部構造編）	日本道路協会	H14. 03
32	道路橋示方書・同解説（Ⅴ 耐震設計編）	日本道路協会	H14. 03
33	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	全国海岸協会	H16. 06

34	建設省河川砂防技術基準（案）同解説 計画編	日本河川協会	H20. 07
35	建設省河川砂防技術基準（案）同解説 設計編(1)	日本河川協会	H20. 07
36	建設省河川砂防技術基準（案）同解説 設計編(2)	日本河川協会	H20. 07
37	建設省河川砂防技術基準（案）同解説 調査編	日本河川協会	H20. 07
38	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59. 10
39	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会	H19. 10
40	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	H09. 12
41	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	S63. 12
42	防護柵設置基準・同解説	日本道路協会	H20. 02
43	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13. 09
44	防護柵設置基準・同解説（改定版）	日本道路協会	H20. 01
45	道路工事設計基準	東京都弘済会・建設局	H20. 04
46	外ケーブル構造・プレキャストセグメント工法設計施工規準（案）	プレストレストコンクリート協会	H17. 06
47	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54. 01
48	道路トンネル維持管理基準	日本道路協会	H05. 06
49	道路トンネル技術基準（換気編）・同解説（改定版）	日本道路協会	H20. 10
50	道路トンネル技術基準（構造編）・同解説	日本道路協会	H15. 11
51	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	H13. 10
52	グラウンドアンカー設計・施工基準同解説	地盤工学会	H12. 03
53	空港土木施設の設置基準・同解説	港湾空港建設技術サービスセンター	H20. 11
54	東京都公共測量作業規定	東京都弘済会・都市整備局	H21. 08
55	基準点測量作業規定	日本測量協会	H16. 06
56	水準測量作業規定	日本測量協会	H15. 05
57	公共測量-作業規定の準則解説と運用	日本測量協会	H21. 02
58	土木工事安全施工技術指針	全日本建設技術協会	H13. 09
59	岩盤の調査・試験の指針（案）	土木学会	H03. 11
60	道路土工・仮設仮設構造物指針	日本道路協会	H11. 03
61	道路土工・カルバート工指針	日本道路協会	H11. 03
62	道路土工・切土工、斜面安定工指針	日本道路協会	H21. 06
63	道路土工・軟弱地盤対策工指針	日本道路協会	S61. 11
64	道路土工・のり面工、斜面安定工指針	日本道路協会	H11. 03
65	道路土工・排水工指針	日本道路協会	S62. 06
66	道路土工・擁壁工指針	日本道路協会	H11. 03
67	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55. 12
68	共同溝設計指針	日本道路協会	S61. 03

69	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60.09
70	駐車場設計・施工指針同解説	日本道路協会	H04.11
71	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針	強化プラスチック複合管協会	H11.03
72	のり枠工の設計・施工指針(改定版)	全国特定法面保護協会	H18.11
73	高炉スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57.04
74	製鋼スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S60.04
75	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57.04
76	維持修繕要領 橋梁編	道路厚生会	H18.05
77	植生のり面工施工要領	道路厚生会	H18.10
78	道路土工・施工指針	日本道路協会	S61.11
79	舗装設計施工指針	日本道路協会	H18.02
80	PCボックスカルバート道路埋設指針	日本PCボックスカルバート製品協会	H03.10
81	プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートTげた道路橋設計・施工指針	日本道路協会	H04.10
82	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59.04
83	道路橋床版・防水便覧	日本道路協会	H19.03
84	道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	日本道路協会	H12.02
85	高強度鉄筋P P C構造設計指針	プレストレストコンクリート協会	H15.11
86	鋼道路橋の疲労指針	日本道路協会	H14.03
87	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H13.10
88	道路トンネル観察・計測指針	日本道路協会	H22.02
89	下水道施設計画・設計指針と解説	日本下水道協会	H21.04
90	下水道施設計画・設計指針と解説	日本下水道協会	H21.04
91	薬液注入工法の設計・施工指針 平成元年版	日本薬液注入協会	H01.06
92	グラウチング技術指針・同解説	国土技術研究センター	H15.07
93	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター	H18.06
94	土木関係J I S要覧 全7巻	新日本法規出版	H12.01
95	日本建設機械要覧	全日本建設技術協会	H19.03
96	新刊!災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	H21.07
97	港湾関係補助金等交付規則実施要領	日本港湾協会	H18.07
98	鋼管杭の中掘り杭工法施工要領(紫本)	鋼管杭・鋼矢板技術協会	H20.07
99	設計要領(第一集~第八集) 全20冊	道路厚生会	H21.07
100	道路土工要領	日本道路協会	H21.06
101	道路維持修繕要綱(改定版)	日本道路協会	S53.07
102	道路台帳作成要領	東京都弘済会・建設局	H16.07

103	橋面舗装設計施工要領	東京都弘済会・建設局	H21. 12
104	空港舗装設計要領及び設計例	港湾空港建設技術サービスセンター	H20. 11
105	空港土木施設構造設計要領及び設計例	港湾空港建設技術サービスセンター	H20. 11
106	空港土木施設施工要領	港湾空港建設技術サービスセンター	H21. 07
107	地質調査資料整理要領（案）	国土交通省土木研究所	H15. 07
108	ボーリング柱状図作成要領（案）解説書	日本建設情報総合センター	H11. 05
109	新版土木設計便覧	土木設計便覧編集委員会	H10. 09
110	海岸便覧	全国海岸協会	H14. 03
111	道路震災対策便覧（震後対策編）	日本道路協会	H19. 03
112	道路震災対策便覧（震災復旧編）	日本道路協会	H18. 09
113	道路震災対策便覧（震前対策編）	日本道路協会	H08. 10
114	舗装調査・試験法便覧（全4分冊）	日本道路協会	H19. 06
115	落石対策便覧（改定版）	日本道路協会	H02. 05
116	舗装再生便覧	日本道路協会	H16. 02
117	舗装設計便覧	日本道路協会	H18. 02
118	アスファルト混合所便覧（平成8年版）	日本道路協会	H10. 10
119	舗装施工便覧	日本道路協会	H18. 02
120	道路防雪便覧	日本道路協会	H12. 06
121	杭基礎設計便覧（改定版）	日本道路協会	H19. 01
122	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	H19. 01
123	鋼道路橋設計便覧（昭和55年版）	日本道路協会	S55. 08
124	鋼道路橋塗装・防食便覧	日本道路協会	H17. 12
125	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	H06. 02
126	道路橋支承便覧（改定版）	日本道路協会	H16. 04
127	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H20. 01
128	鋼道路橋施工便覧	日本道路協会	S60. 02
129	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	H10. 01
130	日本ダクタイル鉄管協会 便覧	日本ダクタイル鉄管協会	H17. 07
131	建設省土木構造物標準設計第1巻	全日本建設技術協会	H12. 09
132	建設省土木構造物標準設計第2巻	全日本建設技術協会	H12. 09
133	東京都下水道設計標準	東京都下水道局	H18. 10
134	東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	東京都福祉保健局	H21. 04

135	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	全日本建設技術協会	H12. 03
136	港湾鋼構造物防食・補修マニュアル（2009年版）	沿岸技術研究センター	H21. 11
137	液状化対策としての静的圧入締固め工法技術マニュアル	沿岸技術研究センター	H19. 03
138	管中混合固化処理工法技術マニュアル（改訂版）	沿岸技術研究センター	H20. 06
139	軽量混合処理土工法 技術マニュアル（改訂版）	沿岸技術研究センター	H20. 07
140	港湾の施設の維持管理技術マニュアル	沿岸技術研究センター	H19. 10
141	自立式鋼矢板擁壁・設計マニュアル	鋼管杭・鋼矢板技術協会	H19. 12
142	陸上工事における深層混合処理工法設計・施工マニュアル(改訂版)	土木研究センター	H16. 03
143	打戻し施工によるサンドコンパクションパイル工法設計・施工マニュアル	地盤工学会	H21. 06
144	コミュニティゾーン形成マニュアル	交通工学研究会	H08. 05
145	コミュニティゾーン形成マニュアル	交通工学研究会	H12. 07
146	東京都電線共同溝整備マニュアル	東京都建設局	H19. 04
147	橋と景観（景観マニュアル）	日本橋梁建設協会	H07. 03
148	沈埋トンネル技術マニュアル(改訂版)	沿岸技術研究センター	H14. 08
149	事前混合処理工法技術マニュアル（改訂版）	沿岸技術研究センター	H20. 10
150	浸透固化処理工法技術マニュアル（改訂版）	沿岸技術研究センター	H20. 10
151	深層混合処理工法技術マニュアル（改訂版）	沿岸技術研究センター	H20. 07
152	補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル第3回改定版	土木研究センター	H15. 11
153	コルゲートメタルカルバートマニュアル	地盤工学会	H13. 10
154	PTK-GPS を利用する公共測量マニュアル	日本測量協会	H13. 04
155	基本水準点の2000年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル（案）	日本測量協会	H13. 04
156	建設局標準構造図集	東京都弘済会・建設局	H20. 12
157	交通安全施設及び交通管理施設標準図集	道路厚生会	H18. 10
158	遮音壁標準設計図集	道路厚生会	H21. 07
159	防護柵標準図集	道路厚生会	H21. 07
160	用排水構造物標準設計図集	道路厚生会	H19. 03
161	標識標準図集	道路厚生会	H21. 07
162	トンネル標準設計図集	道路厚生会	H21. 07
163	建設省土木構造物標準設計第1巻の手引き	全日本建設技術協会	H12. 09
164	建設省土木構造物標準設計第2巻の手引き	全日本建設技術協会	H12. 09
165	土質試験 基本と手引き	地盤工学会	H13. 07
166	東京港腐食対策手引書	東京都港湾局	H12. 03
167	東京港埋立地における液状化対策手引書	東京都港湾局	H02. 03
168	重防食鋼矢板の施工の手引き	鋼管杭・鋼矢板技術協会	H19. 09
169	人工リーフの手引き	全国海岸協会	H16. 03
170	緩傾斜堤の設計手引き	全国海岸協会	H18. 01

171	改訂 交通信号の手引き	交通工学研究会	H18. 07
172	改訂 路面表示設置の手引き (第4版)	交通工学研究会	H16. 07
173	路面表示設置の手引	交通工学研究会	H16. 07
174	落橋防止システム設計の手引き	日本橋梁建設協会	H14. 08
175	無塗装橋梁の手引き (改訂版)	日本橋梁建設協会	H06. 06
176	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15. 05
177	東京都建設リサイクルガイドライン	東京都弘済会・都市整備局	H21. 04
178	景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン	大成出版社	H16. 05
179	透水性舗装ガイドブック	日本道路協会	H19. 03
180	改訂一橋梁技術者のための塗装ガイドブック	日本橋梁建設協会	H06. 11
181	防災ハンドブック	建設産業調査会	S58. 07
182	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック	全日本建設技術協会	H13. 02
183	除雪・防雪工学ハンドブック(除雪編)	全日本建設技術協会	H16. 12
184	除雪・防雪工学ハンドブック(防雪編)	全日本建設技術協会	H16. 12
185	防食ハンドブックー設計・施工・維持管理ー	鋼管杭・鋼矢板技術協会	H15. 06
186	港湾コンクリート構造物維持管理実務ハンドブック	沿岸技術研究センター	H21. 09
187	交通工学ハンドブック(CD-ROM版)	交通工学研究会	H20. 07
188	道路標識ハンドブック	全国道路標識・表示業協会	H16. 08
189	道路反射鏡ハンドブック	道路反射鏡協会	H13. 04
190	平成21年度版 グラウンドアンカー技術ガイドブック	日本アンカー協会	H21. 06
191	地盤調査・土質試験結果の解釈と適用例	地盤工学会	H14. 01
192	土質試験の方法と解説 第1回改訂版	地盤工学会	H16. 09
193	水理公式集 平成11年版	土木学会	H11. 11
194	建設機械等損料表	全日本建設技術協会	H21. 05
195	鋼矢板・鋼管矢板を使用した護岸リニューアル事例集	鋼管杭・鋼矢板技術協会	H18. 03
196	港湾構造物設計事例集(平成19年改訂版)	沿岸技術研究センター	H19. 03
197	鋼管杭・鋼管矢板バイプロハンマ工法 その設計と施工(青本)	鋼管杭・鋼矢板技術協会	H19. 03
198	鋼管杭ーその設計と施工ー(赤本) 2009改訂版	鋼管杭・鋼矢板技術協会	H21. 04
199	鋼管矢板基礎Q&A(改訂版)	鋼管杭・鋼矢板技術協会	H17. 03
200	鋼管矢板基礎ーその設計と施工ー(黄色本)	鋼管杭・鋼矢板技術協会	H21. 12
201	鋼矢板・設計から施工まで 2007(緑本)	鋼管杭・鋼矢板技術協会	H19. 04
202	鋼管杭の施工法Q&A(改訂版)	鋼管杭・鋼矢板技術協会	H18. 03
203	道路交通データブック 2006	交通工学研究会	H18. 02
204	改訂 平面交差点の計画と設計 基礎編 第3版	交通工学研究会	H19. 07
205	平面交差点の計画と設計 応用編	交通工学研究会	H19. 12
206	道路の交通容量	日本道路協会	S59. 09

207	舗装性能評価法	日本道路協会	H22.06
208	平面交差点の計画と設計 基礎編 第3版	交通工学研究会	S59.07
209	平面交差点の計画と設計 (応用編)	交通工学研究会	H19.10
210	クロソイドポケットブック (改定版) 第55刷	日本道路協会	H19.03
211	橋梁架設工事の積算	全日本建設技術協会	H21.05
212	道路橋補修・補強事例集	日本道路協会	H21.11
213	沈埋トンネルの設計と施工	土木学会	H14.04
214	低変位型深層混合処理工法(CDM-LODIC工法)技術・積算資料	CDM研究会	H16.05
215	平成21年度版 グラウンドアンカー積算資料(新設編)	日本アンカー協会	H21.06
216	ジェットグラウト工法 技術資料 平成9年版	日本ジェットグラウト協会	H09.08
217	薬液注入工 設計資料 平成11年度版	日本薬液注入協会	H11.01
218	仮設構造物の計画と施工 平成12年度版	土木学会	H12.03
219	水準基標測量成果表	東京都土木技術支援・人材育成センター	H21.07
220	水準測量と地盤沈下、地下水位の観測結果	東京都土木技術支援・人材育成センター	H21.07

設計委託契約書

第1条 委託者（以下「甲」という。）は、受託者（以下「乙」という。）に対して設計の概要を指示するものとする。

2 甲は、必要と認めたときは設計資料の提示又は貸与等適宜の措置を講ずるものとする。

3 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

第2条 乙は、前条の資料及び甲の指示に基づいて期限内に設計を完了しなければならない。

2 設計に要する費用はすべて乙の負担とする。

第3条 乙は、この契約によって生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

第4条 乙は、この設計の全部又は主要部分を、第三者に再委託してはならない。

第5条 乙は、設計が完了したときは、甲に完了届とともに設計図書一式を提出し、甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の届出があったときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 設計図書の引渡しは前項の検査に合格したときをもって完了したものとする。

第6条 乙は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、甲の定める手続きに従って契約金額の支払を請求する。

2 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

第7条 引渡しを完了した設計図書はすべて甲の所有とし、甲は、その事業に自由に使用することができるものとする。

第8条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、若しくは履行を中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

第9条 乙は、天災事変その他乙の責に帰することができない事由又は正当な事由により期限内に設計を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその事由を詳記して期限延長の願出をなすことができるこの場合において、甲は、その願出を相当と認めたときはこれを承認するものとする。

第10条 乙の責に帰する事由により期限内に設計を完了することができないときは、甲は、乙から遅延利息を徴収して期限を延長することができる。

2 前項の遅延利息は、延滞日数につき契約金額に年5パーセントの割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額（100円未満のは数があるとき又は100円未満であるときは、そのは数額又はその金額を切り捨てる。）の遅延利息を支払うものとする。

3 甲の責に帰する事由により第6条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合には、甲は遅延日数に応じ、支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に定める割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額（100円未満のは数があるとき又は100円未満であるときは、そのは数額又はその金額を切り捨てる。）の遅延利息を支払うものとする。

第11条 乙は、第5条に規定する引渡後設計内容にかしが発見されたときは、甲の請求により直ちに設計図書の補正を行わなければならない。

2 乙が前項の補正に応じないときは、甲がこれを行い、その費用を乙から徴収するものとする。

3 設計内容のかしにより甲が損害を受けたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰する事由により期限内に設計を完了しないとき又は完了の見込みがないとき。

(2) 第13条第1項各号に規定する事由に基づかないで契約の解除を申し出たとき。

(3) 地方自治体施行令第167条の4の規定に該当するとき。

(4) 前各号のほかこの契約条項に違反したとき。

2 前項の規定によって契約を解除したときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払うものとする。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、設計の履行部分は甲の所有とし、甲は、該部分に対して相当と認める金額を乙に支払うものとする。

4 本条の契約解除は遅延利息の徴収を妨げないものとする。

第 12 条の 2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第 50 条第 1 項に規定する納付命令）又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決が確定したとき（同法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

第 13 条 乙は、次の各号の一に該当する事由のあるときは、甲と協議のうえ、契約を解除することができる。

(1) 第 8 条の規定により設計内容を変更したため当初の契約金額が 2 分の 1 以上減少したとき。

(2) 第 8 条の規定による中止の期間が当初の契約期間の 2 分の 1 以上に達したとき。

(3) 甲の責に帰する事由により設計を完了することが不可能となるに至ったとき。

2 第 12 条第 3 項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

第 14 条 設計業務の履行に当たり、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する責に任ずる。

第 15 条 甲は、乙から取得することができる金銭があるときは、乙に対して支払うべき代金と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴するものとする。

第 16 条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第 17 条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

第 18 条 この契約書に定められていない事項については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

港湾局基準類検討 WG 委員名簿

区 分	氏 名	所 属
座 長	堀江 健二	東京港管理事務所副所長（高潮対策センター所長）
事務局長	手塚 博治 (奥平 幸男)	港湾整備部 技術管理課長
委 員	磯山 稔	臨海開発部 建築施設計画担当課長
委 員	関田 国吉 神谷 龍彦	臨海開発部 海上公園計画担当副参事 (東京港管理事務所 臨海地域管理課長)
委 員	村田 拓也 (山岡 達也)	港湾整備部 整備調整担当副参事 (" 整備調整担当課長)
委 員	齊藤 徹	港湾整備部 施設建設課長
委 員	山岡 達也 (小林 英樹)	離島港湾部 建設課長
委 員	建石 美憲 (手塚 博治)	東京港建設事務所 港湾整備課長
委 員	片寄 光彦	東京港建設事務所 埋立海岸整備課長
委 員	鈴木 和実	東京港建設事務所 沖合埋立整備課長
委 員	阿部 和行	東京港建設事務所 浚渫工事課長
委 員	渡邊 俊幸	東京港建設事務所 施設整備課長
委 員	前川 修 (竹下 克)	東京港埠頭（株） 技術部 設備課長

二段書()は平成 21 年 7 月までの委員

作業部会名簿

区 分	氏 名	所 属
部会班長	須藤 満久	東京港建設事務所 港湾整備課 港湾設計係長
部会員	細谷 英勝	東京港建設事務所 埋立海岸整備課 埋立設計係長
部会員	渡辺 昭	東京港管理事務所 臨海地域管理課 施設係長
部会員	石岡 良一	東京港建設事務所 港湾整備課 道路橋梁設計係次席
部会員	三浦 昇	東京港建設事務所 港湾整備課 港湾設計係主任
部会員	白川 学	東京港建設事務所 埋立海岸整備課 埋立設計係次席
部会員	鶴田 健太郎	東京港建設事務所 沖合埋立整備課 設計第二係次席
事務局	片桐 健二	港湾整備部 技術管理課 積算基準担当係長
事務局	末村 計	港湾整備部 技術管理課 課務担当係長
事務局	米澤 尚樹	港湾整備部 技術管理課 建築指導担当係長